土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル実施要項

この要項は、「土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託」を実施するにあたり、業務の委託候補者を選定するため、必要事項を次のとおり定める。

Ⅰ　業務目的

本業務は、最大規模の南海トラフ地震が発生した場合に、市街地をはじめとする沿岸部が壊滅的な被害を受けることが想定されている本市において、被災後の早期復興を実現するため策定された「土佐清水市事前復興まちづくり計画（素案）」をもとに、住民参加によるワークショップを開催し事前復興まちづくり計画を作成する。

Ⅱ　業務名等

土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託

Ⅲ　業務場所

土佐清水市沿岸部全域（５地区を予定）

Ⅳ　業務内容

別添の土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託仕様書のとおり

Ⅴ　履行期間

契約締結日～令和１０年２月２８日

Ⅵ　参加資格要件

１　本業務と同種又は類似した業務の受託実績があること。

２　高知県内に本社（又は本店）又は契約可能な営業拠点（契約権限を委任した営業所）があること。

３　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

４　公募の日から参加意向申出書提出日までの間に、土佐清水市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないこと。

６　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

Ⅶ　プロポーザル実施スケジュール

・公募開始　令 和 8 年 7 月 9 日（木）
・質問の受付　令 和 8 年 7 月 16 日（木） 正午まで
・質問の回答　令 和 8 年 7 月 17 日（金）
・参加意向申出書提出期限　令 和 8 年 7 月 23 日（木） 午後５時まで
・提案書の提出期限　令 和 8 年 8 月 3 日（月） 午後５時まで
・一次審査　令 和 8 年 8 月 4 日（火） （予定）
・一次審査結果通知　令 和 8 年 8 月 5 日（水） （予定）
・二次審査（受託者選考）　令 和 8 年 8 月 12 日（水） （予定）
・審査結果通知　令 和 8 年 8 月 13 日（木） （予定）
・契約締結　契約者決定後ただちに
・業務完了　令 和 10 年 2 月 28 日（月）

Ⅷ　提出書類等

１　提出する書類は、次のとおりとする。

ア　参加意向申出書（様式１）	１部提出（Ａ４）
イ　質問書（様式２）※質問がある場合のみメールで提出	１部提出（Ａ４）
ウ　提案書（様式３）	１部提出（Ａ４）
エ　業務経歴書（様式４）	１部提出（Ａ４）
オ　管理技術者・担当技術者一覧表（様式５）	１部提出（Ａ４）
カ　課題に対する提案（様式は定めない）	１０部提出
キ　見積書（様式は定めない）	１部提出（Ａ４）

※必要書類は土佐清水市公式ホームページからダウンロードすること。

２　提案を求める課題は下記のとおりとする。

注意：専門用語や難しい言葉を出来る限り避けて、市民目線で判断できるよう配慮すること。

提案を求める課題	内容
課題１ 本市の地域性、被害想定を踏まえて、持続可能なまちづくりのためには、どのような要素を検討する必要があるか	持続可能なまちづくりを実現するための方策を具体的に示すこと。
課題２ 住民の意見を引き出し円滑な合意形成を図る上で重要と考えることや、具体的な方法についての提案	事前復興まちづくり計画をより現実的なものとするため、住民ワークショップの開催方法について具体的に示すこと。

課題３ 仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の企画・アイデア等	仕様書以外にも考えられる事前復興まちづくり計画策定にかかる企画を具体的に示すこと。
見積価格	本業務に係る見積価格を提示すること。

３　提出先は、次のとおりとする。なお、下記のアからイに留意すること。

〒787-0392
高知県土佐清水市天神町１１番２号
高知県土佐清水市役所　まちづくり対策課　都市整備係　担当：榊原
TEL:0880-82-1157
FAX:0880-82-1135
MAIL:machidukuri@city.tosashimizu.lg.jp

ア　提出期限は、令和８年８月３日午後５時必着とする。
イ　提出方法：持参又は郵送

４　その他
ア　所定様式を厳守すること。
イ　提出期限までに提出されない場合は辞退したものとみなします。なお、辞退した場合でも貴社が不利益な扱いを受けることはありません。
ウ　提案書の提出方法や提出先等に適合しないものは失格とする。
エ　本書に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないものは失格とする。

Ⅸ　プロポーザル審査委員会

提案書に関する審議及び当該業務に最も適した提案者の選定は、次に示す審査委員会で行う。

名称：土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会
構成：市職員

Ⅹ　選定方法

本プロポーザルの審査は、基本的に二段階方式で行う。
１　一次審査は、提案書（様式４～５及び課題に対する提案）を土佐清水市事前復興まちづくり計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査する。ただし申込者が４者（社）以下の場合、一次審査を省略することができる。
２　二次審査は、プレゼンテーション及び審査委員会からの質疑応答を経て、あらかじめ定めた評価基準に基づき、審査委員会委員による採点により最高得点者を本業務の受託者として選定する。

※審査基準については、以下のとおりとする。

審査項目	審査の視点
業務実績	過去５年間に同種または類似する業務の実施経験を有し、一定の成果をあげているか。
業務実施体制	業務の実施方針及び実施スケジュールが適切であり、目標を達成するために最適な能力を有する人材の配置や組織体制を考えているか
課題１ 本市の地域性、被害想定を踏まえて、持続可能なまちづくりのためには、どのような要素を検討する必要があるか	事前復興まちづくりを計画する上で、高い専門知識や独創的な視点があり、説得力のある考えが示されているか。
課題２ 住民の意見を引き出し円滑な合意形成を図る上で重要と考えることや、具体的な方法についての提案	住民の意向を丁寧に汲み取り、対話を通じて合意形成を促す体制や運営能力が高く、合意形成を促進する工夫がなされているか
課題３ 仕様書の業務内容以外で本計画作成業務に対する特段の企画・アイデア等	専門性を活かした、有効な独自提案が示されているか
見積価格	委託料予算額の範囲内で妥当な見積額となっているか

Ⅺ　二次審査（プレゼンテーション）

１　実施日時：令和８年８月１２日（水）（予定）

２　実施場所：土佐清水市役所内会議室（土佐清水市天神町11番2号）

３　実施順番：プレゼンテーションは参加意向申出書の提出受付が早い者の順とする。

４　出 席 者：管理技術者１名と担当技術者２名までとする。

５　実施方法 :ア１者（社）につき45分（説明30分以内、質疑応答15分以内とする。）

　　イ 提出した企画提案書に沿って説明すること。

６　その他　：二次審査では、必要があればプロジェクター及びスクリーンは市が準備します。ただし、パソコン、ケーブル類はご持参ください。

Ⅻ　その他

１　提案書の作成及び提出等に係る経費は提案者の負担とする。

２　本業務に求める受託者像

ア　創意工夫と責任感を持って取り組める者

イ　本業務に必要な専門的知識、情報が豊富な者（同種又は類似業務の実績がある等）

ウ　ファシリテーターとしての能力に長ける者

3　無効となる提案書

ア　提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ　本書に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　当該審査委員会が無効と認めるもの。

4　失格となる提案者

ア　審査に出席しなかったもの。

イ　当該審査委員会が失格と認めるもの。

5　結果の通知

ア　審査結果は、審査を受けた参加者すべてに通知するとともに、市ＨＰ等で公表する。

6　提案書の取扱い

ア　本プロポーザルにおいて提出された書類は返却しない。また、土佐清水市は、この書類を保存及び公表する権利を有するものとし、使用料等は無償とする。

イ　提案書の提出後、土佐清水市の判断により追加資料の提出を求める場合がある。

7　その他

ア　提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、病気、死亡、退職等の特別な場合を除き変更することができない。

イ　提案書作成のために土佐清水市において作成された資料は、土佐清水市の了解なく公表することができない。

ウ　本プロポーザル方式による課題に対する提案書は、受託者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

エ　提案書の提出は、１者（社）１案とする。

オ　電子メールにて送信する場合、送信後に受信の確認を行うこと。

カ　土佐清水市は、選定された提案者と後日、当該委託契約を締結する際に、業務の条件や仕様等を修正する場合がある。

キ　参加意向申出書の提出後、契約までの手続き期間中に指名停止になった場合、本件の参加資格を失うこととし、次順位の者と手続きを行う。

ク　受託者は、業務の遂行にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

ケ　受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

コ　本業務の上限額は、以下のとおりとする。

〇令和８年度：１４，１００千円（税込）

〇令和９年度：１３，５００千円（税込）（債務負担行為）